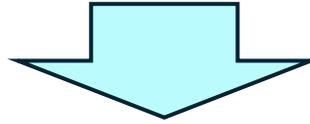


小林保健所を取り巻くペット問題の現状と課題について

令和7年7月15日（火）
小林保健所運営協議会

狂犬病予防法（同条例等）・犬取締条例
動物の愛護及び管理に関する法律（動愛法）（同条例等）



動愛法第6条

都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

宮崎県動物愛護管理推進計画
（平成20年施行）

- 1 県民への動物愛護意識の普及啓発
- 2 動物の適正な飼養管理の普及啓発
- 3 県民参加型の動物愛護推進のための体制づくり
- 4 動物愛護団体の育成と強化
- 5 動物取扱業者への指導と啓発
- 6 犬及び猫の引取業務の改善
- 7 譲渡の推進
- 8 飼養者のいない猫の「地域猫」への取組み
- 9 学校教育との連携
- 10 健康危機管理と災害時対策

課題1 ペットの災害時対策

課題2 超高齢社会におけるペット問題

課題1 ペットの災害時対策



小林保健所管内で危惧される自然災害

災害の種類	主な災害名称	特徴や過去の発生状況
地震災害	南海トラフ地震	<ul style="list-style-type: none">・ 90～150年間隔で太平洋の海底深部で発生し、マグニチュードはM8.0～8.4にも達する・ 太平洋沿岸部に極めて甚大な津波被害を与える（直下型地震に比べ、土砂災害は少ない傾向）
	日向灘地震	<ul style="list-style-type: none">・ 南海トラフ地震よりも規模や被害は小さい・ ほぼ十数年～数十年間隔でM7.0～7.6の地震発生・ 津波被害とともに土砂災害も多く生じる傾向
	火山性地震	1968年えびの地震（M6.1、最大震度6）
火山災害	新燃岳等の霧島連山噴火	2011年新燃岳噴火（3月1日までに爆発的噴火13回発生） 2025年噴火
豪雨災害		<ul style="list-style-type: none">・ えびのでは梅雨や台風シーズンに降雨量著増

自然災害とペット避難について

2011年 東日本大震災

同行避難の原則が広く普及しておらず、避難指示区域にいたペットのうち同行避難したのは約10%

- ガイドライン※にて同行避難推奨
- 改正動愛法で推進計画に災害時対策

※災害時におけるペット救護対策ガイドライン

2016年 熊本地震

多くのペットが同行避難したが、避難所での受入体制が出来ておらず多くは車中避難となった。

環境省
地域防災計画で避難所管理を盛り込むよう提言

宮崎県地域防災計画
愛護動物の救護の実施が盛り込まれる

宮崎県動物愛護推進計画
災害時の動物救護対策が盛り込まれる

人とペットの災害時行動マニュアル

宮崎県における平常時及び大規模災害発生時における県の役割と県が各機関へ求める内容を整理

平常時の関係者の責務

区分	飼い主	市町村	県	獣医師会	支援団体等 ボランティア 動物愛護推進員
役割					
平常時からの備え					
	生活空間や飼養場所の防災対策	◎	○	○	○
	健康管理としつけ	◎	○	○	○
	所有者明示	◎	○	○	○
	避難用品及び備蓄品の準備	◎	○	○	○
同行避難への備え					
	同行避難ルートの確認	◎	○	—	—
	同行避難できない場合の対応	◎	○	○	○
	同行避難訓練	◎	○	○	○
避難所での備え					
	避難所等における受入れ体制	—	◎	○	○
	避難所等における飼養管理体制	◎	○	○	○
	飼養管理サポート体制	○	◎	◎	○
	獣医療・救護体制	—	○	○	◎
	防災訓練	◎	◎	◎	◎

◎：実行主体、○：共助・支援・助言等

関係者の責務（平常時）

宮崎県（保健所）

- 飼い主に対する災害発生時の対応について普及啓発。市町に対し普及啓発の要請
- 市町に対しペット同行避難が可能な避難所の設置。同行避難のルール化の検討の要請
- 関係各機関との協定締結・緊急連絡網等の連絡体制の確立

小林市・えびの市・高原町

- 地域防災計画に災害時におけるペットの取扱について明記
- 飼い主に対する以下の広報・啓発の実施
 - ①犬の登録・狂犬病予防注射の啓発
 - ②同行避難・避難所での適切な飼養管理
- 被災動物避難所の運営に関するルール化の検討・避難所運営マニュアル等の整備

獣医師会（西諸県郡獣医師会）

- 鑑札・注射済票の装着義務説明。ワクチン接種・不妊去勢手術に関する啓発
- VMAT（災害派遣獣医療チーム）の整備・研修の実施
- 小動物病院での受入体制の整備

管内市町の状況

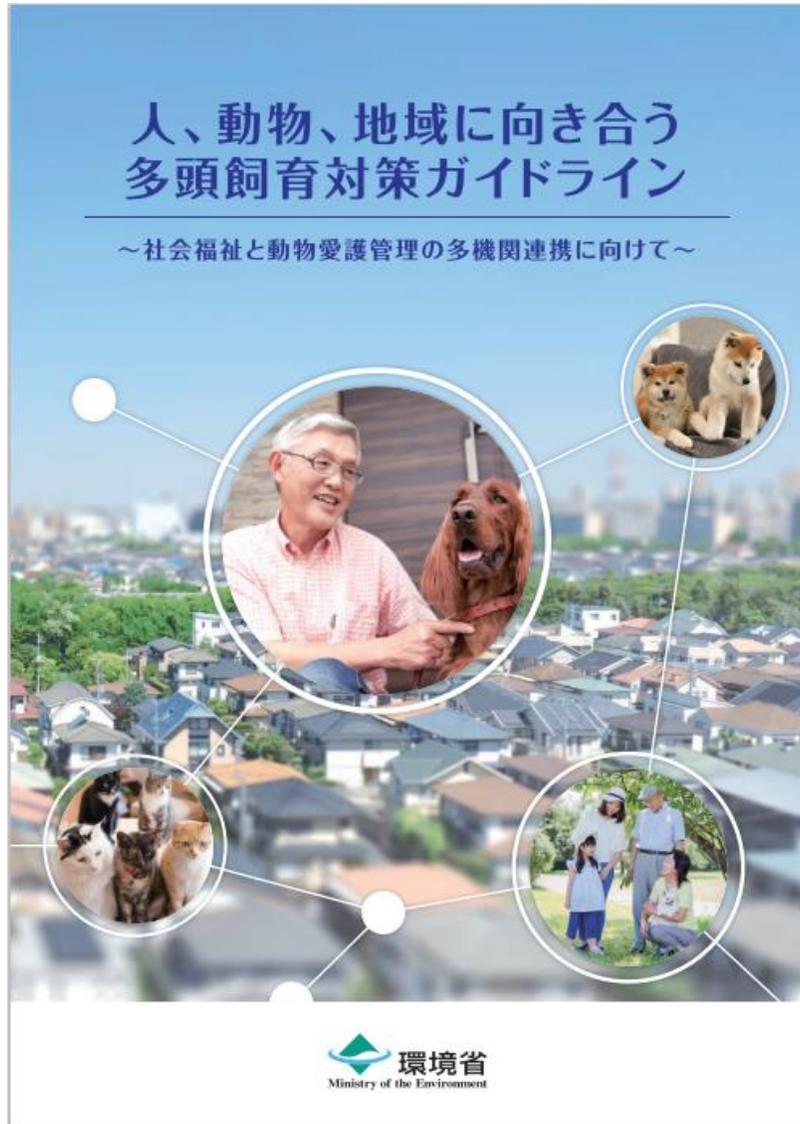
【令和6年11月 県衛生管理課調べ】

市町名	小林市	高原町	えびの市	備考
地域防災計画へのペットに関する記載状況	ある	ある	ある	
避難所				
①避難所数	52	25	24	
②うちペット同行避難可能な避難所数	0	1	6	
③ペット収容数（目安）	—	10	30	
備蓄、資材関係				
①ペット関連資材の備蓄	ない	ない	ない	
②ペット関連資材の種類	—	—	—	
②ペット関連資材の数量	—	—	—	
マニュアル				
①避難所運営マニュアルの作成	ある	ある	ある	
②避難所運営マニュアルへのペットに関する記載	ない	ない	ない	
避難訓練				
①避難訓練の実施	ある	ある	ある	
②ペット同行避難を含めた避難訓練	ない	ない	ない	
その他	同行避難可能な避難所の指定はないが、随時対応は行っている。	町地域防災計画より、飼い主は、平時からペットの避難に必要な用具等を準備し、しつけや健康管理、所有者明示措置に努める。また、ペット用備蓄の準備に努めると記載あり。	「ペット登録簿」に記入してもらい、「ペットの飼育ルール」を周知徹底。避難所では基本的にゲージ使用で車中になる。	

ペットの災害時対応等に関する課題等

- 各市町において避難所運営マニュアルに**ペットに関する記載はない**。
- 机上演習をとおして、避難所運営で幾つか課題が確認されたが、**すぐの改正は難しい**。
- 狂犬病予防事務担当、防災関係担当が別なため課題の改善を、**マニュアルに反映するのが難しい。反映に時間が時間が掛かる**。
- 避難所の運営を随時対応するという回答から進んでいない。これでは、どう連携すれば良いかその土俵にすらあがれていないように感じる。国も同行避難は当たり前前の時代だと言っている。**避難の場所や規模を住民に発信して欲しい**。

課題 2 超高齢社会におけるペット問題対応



令和6年度 犬相談苦情件数

項目	徘徊犬	放し 飼い	鳴き声	糞尿	保護犬 引取	虐待	咬傷 事故	引取 依頼	その他	合計
相談 項目数	47	1	13	4	48	1	3	11	5	133 (126)
65歳 以上		1	2		1			7	1	12

※ () 内は相談件数

令和6年度 猫相談苦情件数

項目	負傷猫	子猫	糞尿	野良猫 飼育	庭・畑	車	鳴き声	飼い猫 引取	野良猫 引取	虐待 遺棄	その他	合計
相談 項目数	32	60	30	53	5	2	1	7	6	8	14	218 (206)
65歳 以上		1	5	10				5	4	1	1	27 (23)

※ () 内は相談件数

高齢者のペット問題

- 1 (突然の) 死去・入院・入所によるペットの放置 (引取依頼)
- 2 野良猫飼育 (エサやり) による多頭飼育状態

保健所における犬・猫の保護・引取について

(飼い犬・飼い猫)

(動愛法 第7条第4項)

- 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で出来る限り、**当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること**（以下「**終生飼養**」という。）に努めなければならない。

(動愛法 第35条)

- 犬・猫の所有者から引取を求められた場合引き取らなければならない。ただし引取を求める相当の事由がないと認められる以下の事由の場合**引取を拒否出来る**。

(以下の事由 動愛法施行規則 第21条の2)

- 引取を**繰り返し求められた場合**
- 子犬・子猫の引取を求められた場合であって**繁殖を制限する措置に関する指示に従っていない場合**
- 犬・猫の**老齢又は疾病を理由**とする場合
- 犬・猫の飼養が困難であると認められない理由により引取を求められた場合
- あらかじめ引取を求める犬・猫の**譲渡先を見つけるための取組を行っていない場合**
- 動愛法第7条第4項の規定の主旨（終生飼養）に照らして引取を求める相当の事由がないと認められる場合として条例・規則に定める場合

保健所における犬・猫の保護・引取について 2

(飼い主不明犬・猫の引取について)

	引取・収容	根拠法例等	備考
所有者不明の 負傷動物	○ (負傷動物として)	動愛法第36条第1項	犬・猫共に適用
所有者不明の犬	○	宮崎県犬取締条例第8条	
所有者不明の猫 (自活出来ない猫)	○	動愛法第35条第3項 動愛法施行規則第21条の3第1項 第2号	
所有者不明の猫 (自活可能な猫)	×	動愛法施行規則第21条の3第1項 第2号	

※自活出来ない猫：次に掲げる全てに該当し、保健所で引取る必要がある所有者の判明しない猫

- ① 離乳前後の幼齢な猫
- ② 衰弱している猫
- ③ 自力で自由な移動が困難な猫
- ④ 1日以上親猫が授乳していないことが疑われる猫
- ⑤ 所有者又は給餌者のいない猫

高齢者を起因とするペット問題について

1 飼い主の死去・入院・入所によるペットの放置（引取依頼）

- ペットは飼い主の所有財産であるため、保健所が勝手に（飼い主の同意無く）保護出来ない
- 引取を求める相当の事由がないと認められる場合引取を拒否出来る。
- 手続き期間のペットの飼養について

高齢者を起因とするペット問題について

2 野良猫飼育（エサやり）によるの多頭飼育状態

- 飼養者の生活状況悪化
えさ代増加による生活困窮
- 飼養動物の状態悪化
十分なエサが与えられない。無秩序な繁殖。病気・ケガなど
- 周辺的生活環境悪化
糞尿被害、衛生害虫の発生、悪臭など

保健所が探知するのは状況がかなり悪化してから

高齢者のペット問題に関する課題 今後に向けて

1 他機関との連携

連携機関一例

- 【社会福祉関連】 社会福祉部局、保健所、福祉事務所、地域包括支援センター、精神福祉保健センター、社会福祉協議会など
- 【動物管理関連】 動物管理関連部局、保健所、動物愛護管理センター、獣医師会、動物愛護ボランティア、動物愛護推進員など
- 【その他】 生活環境部局、住宅部局、医療機関、警察署、住宅管理者、自治会・町内会、近隣住民、飼い主の親族等

高齢者のペット問題に関する課題 今後に向けて

2 連携内容（保健所から各関連機関へ）

【社会福祉関連】

- ①犬・猫の飼い主へのペットの終活に関するお願い
- ②猫の頭数増加等の情報提供

【動物管理関連】

- ①犬の登録と飼い主年齢による高齢者飼育状況の把握
- ②動物病院での終生飼育などの啓発

【その他】

- ①管財課による公営住宅での猫の飼養に関する情報共有
- ②公営住宅の住人に対する研修会の実施

飼い主用
ペットと暮らすシニア世代の皆様へ
犬や猫の寿命は約15年。もしも自分に何かあったら…
自分とペットのために、今から準備しましょう！

ペットとの暮らしのための4つの備え

- 1 突然のできごとへの備え**
● ペットの預け先を見つけておく！
● 預ける準備と練習をしておく！
ケガや病気による入院…
- 2 要介護状態進行への備え**
● 裏面の「終活メモ」に記しておく！
● 新たな飼い主を探しておく！
高齢への入所…
- 3 生活環境を守るための備え**
● ペットの数を増やさない！
● ペットの世帯や部屋の清潔を
願う人・業者を見つけておく！
世帯・掃除が
できない…
- 4 適正に飼い続けるための備え**
● 不妊去勢手術により、繁殖しないようにする！
● かかりつけの動物病院を見つけておく！
● 日頃からペットのしつけや手入れをしておく！
ペットの
飼育…

4つの備えに利用できる民間事業者の主なサービス

動物病院 ペットホテル トリミングサロン ペットシッター ドッグトレーナー 猫カフェ・ホーム

病気の治療 不妊去勢手術 一時預かり シャンプー等のカット（有料） ペットのお預け 犬のしつけ 終生飼育

終活メモを書こう！ **万が一に備えて記入しましょう**

記入日: _____ 年 ____ 月 ____ 日
飼い主の名前(サイン): _____

名前	マイクロチップ番号 (または鑑札番号)		
種類	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> その他()	性別	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス
生年月日	_____ 年 ____ 月 ____ 日		
不妊去勢手術	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない		
かかりつけ 動物病院			

名前	マイクロチップ番号 (または鑑札番号)		
種類	<input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 猫 <input type="checkbox"/> その他()	性別	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス
生年月日	_____ 年 ____ 月 ____ 日		
不妊去勢手術	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない		
かかりつけ 動物病院			

お世話ができなくなった時にお願する方
※ 事前に了解を取っています。万が一のときには、下記の連絡先までお願いします。

氏名	飼い主との 関係
住所	電話番号
預け先の承諾 (サイン)	

ペットに関する相談窓口
台東区台東保健所 生活衛生課 愛護動物管理
東京都台東区東上野四丁目22-8 電話 03(3847)9437

～ このパンフレットは理髪省の多頭飼育対策推進モデル事業により台東区で作成したものです ～